

平成18年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成18年3月14日（火曜日） 午後 2時30分開議

- 第 1 議案第27号 平成18年度中頓別町一般会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 2 議案第28号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 3 議案第29号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 4 議案第30号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 5 議案第31号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 6 議案第32号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 7 議案第33号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 8 議案第34号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 9 議案第35号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第10 議案第37号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 発議第 1号 酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書（案）
- 第12 議員派遣について
- 第13 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（10名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 星 川 三喜男 君 | 2番 岩 田 利 雄 君 |
| 3番 山 本 得 恵 君 | 4番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 5番 本 多 夕紀江 君 | 6番 藤 田 首 健 君 |
| 7番 石 井 雄 一 君 | 8番 村 山 義 明 君 |
| 9番 宮 崎 安 史 君 | 10番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野 邑 智 雄 君
助 役	矢 部 守 世 君
教 育 長	福 家 義 憲 君
総 務 課 長	安 積 明 君
産 業 建 設 課 長	尾 本 導 弘 君
産 業 建 設 課 参 事	柴 田 弘 君
産 業 建 設 課 主 幹	吉 田 行 博 君
産 業 建 設 課 主 幹	中 原 直 樹 君
保 健 福 祉 課 長	石 川 篤 君
保 健 福 祉 課 参 事	竹 内 義 博 君
教 育 次 長	米 屋 彰 一 君
出 納 室 長	奥 村 文 男 君
天 北 厚 生 園 長	千 葉 辰 雄 君
国 保 病 院 事 務 長	高 井 秀 一 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	竹 内 輝 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	高 井 水 脈 子 君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第3号のとおりです。

（午後 2時30分）

◎議案第27号～議案第35号

○議長（石神忠信君） 日程第1、議案第27号 平成18年度中頓別町一般会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）、日程第2、議案第28号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）、日程第3、議案第29号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）、日程第4、議案第30号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）、日程第5、議案第31号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）、日程第6、議案第32号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）、日程第7、議案第33号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）、日程第8、議案第34号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）、日程第9、議案第35号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計予算（予算審査特別委員会委員長報告）の件を一括議題とします。

本件につきまして予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

藤田さん。

○平成18年度中頓別町各会計予算審査特別委員長（藤田首健君） 委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件番号1、議案第27号 平成18年度中頓別町一般会計予算、原案可決。事件番号2、議案第28号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計予算、原案可決。事件番号3、議案第29号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、原案可決。事件番号4、議案第30号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。事件番号5、議案第31号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計予算、原案可決。事件番号6、議案第32号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。事件番号7、議案第33号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計予算、原案可決。事件番号8、議案第34号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計予算、原案可決。事件番号9、議案第35号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

審査の意見を申し上げます。

1、一般会計では、歳入不足から減債基金を大幅に取り崩す内容であり、歳入に見合った歳出の実現に向け努力されたい。

2、町の財務状況を説明するため、町民にわかりやすいバランスシート、行政コスト算出表を作成し、公表されたい。

以上であります。報告終わります。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第27号 平成18年度中頓別町一般会計予算、議案第28号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計予算、議案第29号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、議案第30号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、議案第31号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計予算、議案第32号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、議案第33号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計予算、議案第34号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計予算、議案第35号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計予算を一括採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は、すべて原案可決です。議案第27号 平成18年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成18年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については委員長報告のとおり可決いたしました。

◎議案第37号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、議案第37号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第37号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 説明に入る前に、訂正をお願いしたいと思います。提出月日が3月15日となっておりますが、3月14日に訂正をお願いしたいと思います。

議案第37号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2 ページです。職員給与条例の一部を改正する条例。

職員給与条例の一部を次のように改正するということですが、まず最初に給与条例の改正の要点を先に説明いたします。今回の改正では、現行の給料表の号俸を4分割して、きめ細かい昇級を実施するものであります。したがって、行政職においては32号俸が125号俸になるなど大幅に号俸数がふえているということであります。その前段、給料水準を全体として4.8%引き下げる内容となっておりまして、高齢職員層は7%を引き下げる内容となっております。行政職における職務の級の構成の簡素化なのですけれども、8級制から6級制に移行します。それから、昇級制度の改正では、現行優良な成績で勤務した職員は年1回1号俸を昇級するのを4号俸、現行の1号俸分なのですけれども、4号俸とすると。それから、これまで昇級期間の短縮がありました。高卒などでありましたが、それらについては短縮を廃止すると。55歳を超える職員の昇級停止を廃止すると。つまり55歳を超えた者については、良好な成績で勤務した職員は2号俸を昇級すると。最高号俸を超える枠外昇級を廃止する。これまでは、枠外にげた履きをさせるというのですけれども、げた履きをさせて、そして枠を超えても昇級をするという取り扱いをしておりましたけれども、今回の改正では枠外昇級は廃止するということであります。勤勉手当率も昨年の12月に改正して上積みになった0.05を6月と12月に半分ずつ分けるということと、あわせて再任用職員の手当率の変更もします。

それから、附則であります。新しい給料表による新号俸への切りかえは附則別表第1、第2により行うということで、切りかえ表を定めております。最高号俸を超えている職員の切りかえについては、別に規則で定める。切りかえに当たっては、所要の経過措置を講ずる。平成21年度までは、良好な成績で勤務した職員の昇級は4号俸とあるのを3号俸、同様に55歳を超える職員については2号俸とあるのは1号俸にそれぞれ抑制をする。4年間で4号俸、今でいう1号俸を抑制するということです。昇級期間の短縮廃止に伴いまして、育児休業等に関する条例の文言を整理したところであります。

それで、新旧対照表で再度説明いたしますが、29ページをお開きください。第4条は職員の初任給、昇格、昇級等の基準を定めているものでありまして、第4項で、職員の昇級は、規則で定める日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとするということで改正をいたします。

第5項では、前項の規定により職員を昇級させるか否か及び昇級させる場合の昇級の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇級の号俸数を4号俸とすることを標準として規則で定める基準に従い決定いたしますということで改正いたします。

55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中4号俸とあるのは2号俸と、読みかえ規定であります。2号俸に読みかえるというものです。

第7項では、職員の昇級は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。先ほど言いました枠外号俸は設けないと、それ以上は昇級しないということ

であります。

第8項では、職員の昇級は、予算の範囲内で行わなければならない。

第9項では、第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇級に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

第5条は期末手当の率でありまして、第3項は再任用職員の期末手当の支給率を合計しますと300から180に改正するということであります。

それから、勤勉手当、第17条であります。これは先ほど言いましたとおり6月と12月に0.05を分けるための改正であります。

次に、31ページですが、職員の育児休業等に関する条例で、職務復帰後における給与等の取り扱いに関して第6条を育児休業した職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、町長が別に定めるところにより、号俸を調整することができるというふうに文言を整理するものであります。

給料表そのものは、3ページから6ページが行政職給料表、7ページから9ページが医療職給料表(一)、11ページから14ページまでが医療職給料表(二)ということがあります。医療職給料表(一)というのは、医療技術者というか、検査技師ですとかレントゲン技師だとか、そういう方々の適用給料表です。医療職(二)というのは、看護師だとか保健師だとか、そういう給料表の適用表です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号 職員給与条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第11、発議第1号 酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 意見書をお諮りする前に、訂正をお願いいたします。日付、18年3月15日になっておりますが、14日に訂正をお願いいたしたいと思います。

それでは、意見書を提出させていただきます。

発議第1号。

平成18年3月14日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏、賛成者、同じく、藤田首健。

酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書（案）

上段の趣旨については、3日の請願の趣旨と同じ文章でございますので、省略させていただきます。内容のみ説明させていただきます。

I. 酪農・畜産基本政策の確立

1. WTO農業交渉について

WTO農業交渉にあたっては、多様な農業の共存を基本理念とする農産物貿易ルールの確立に向け、我が国の主張を一步も引かない対応を図ること。

特に、上限関税の導入は品目ごとに異なる事情を無視し、我が国の酪農畜産のみならず日本農業に壊滅的な打撃を与えることから、これを断固阻止するとともに、重要品目の十分な数の確保や特別セーフガードの堅持など、適切な国境措置を確保すること。

2. 酪農畜産経営の安定対策について。

「新たな食料・農業・農村基本計画」や「酪肉近代化基本方針」など我が国の酪農畜産の目指すべき方向を具体化するため、酪農畜産経営の安定に向けた十分な予算の確保と担い手である生産者が安心かつ意欲をもって営農に取り組めるような施策を講じること。

3. 経営安定対策の対象について

加工原料乳生産者補給金制度や肉用子牛生産者補給金制度等の経営安定対策の対象者については、生乳計画生産の推進や素牛の安定供給と生産基盤を確保する観点から、現行の対象者を引き続き対象とすること。

II. 平成18年度酪農畜産政策・価格対策

1. 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量について

加工原料乳生産者補給金単価については、加工原料乳地帯の再生産を確保し、生産性向上に努力した生産者が報われる観点から、現行ルールを基本として適切に決定すること。

また、加工原料乳限度数量は、生産基盤の維持に配慮しつつ、需給動向に即して適切に決定すること。

2. 食肉（牛肉・豚肉）安定価格等について

牛肉・豚肉の安定価格は、需給の安定と再生産を確保する観点から、現行を基本に決定すること。

3. 肉用子牛保証基準価格等について

肉用子牛の保証基準価格等については、再生産を確保する観点と肉用牛生産の健全な発展を図る観点から適切な水準で決定すること。

Ⅲ. 生産基盤維持強化対策

1. 酪農生産基盤の維持確保対策について

牛乳製品を利用した新製品の研究開発や新たな需要の創設など生乳需給の改善や酪農経営の安定に向けて、産官学が一体となって取り組むこと。

また、液状乳製品やチーズ向け生乳の需要拡大を図るため創設された「生乳需要拡大奨励事業」については、必要な予算を確保すること。

2. 営農サポート組織への支援対策について

コントラクターの育成やTMR（完全混合飼料）センター等の整備、傷病時等の対応のための酪農ヘルパー利用拡大事業の推進、JA等による新規就農者や高齢農家等の営農活動の支援など、営農サポート組織への支援対策を充実すること。

3. 肉用牛・養豚生産基盤の強化対策について

(1) 肉用牛対策について

国産肉用牛のさらなる生産振興に向けて、水田地帯や軽種馬地帯等における経営転換や複合化など、地域の特性を活かした和牛の繁殖の生産基盤を維持・強化するため、「地域肉用牛振興対策事業」にかかる予算を確保すること。

(2) 養豚対策について

「地域肉豚生産安定基金造成事業」など養豚振興対策については、地域の養豚経営の安定的発展に大きく貢献していることから、必要な予算を確保すること。

4. 肉用牛肥育経営の安定対策について

「肉用牛肥育経営安定対策事業」については、肉用牛経営の安定のために必要不可欠な措置であるため、今後も予算の確保を図ること。

5. 乳牛改良の推進について

国際競争が激化する中、優良な乳用牛資源を確保し、生産性向上と酪農経営の体質強化を図るため後代検定事業の一層の推進、乳牛検定組合の支援強化を図り十分な予算を確保するとともに、全国的な改良体制を堅持するため国の役割を明確にすること。

6. 家畜衛生・防疫対策について

海外悪性家畜伝染病に対する防疫対策を強化し、国内への侵入防止に万全を期すとともに、発生時における円滑な防疫の推進と発生農場への経営再建対策のため、「家畜防疫互助基金造成等支援事業」を継続し、必要な予算を確保すること。

また、生産者の自主防疫意識を高めるとともに、伝染性疾病の発生・流行を防止するため、必要な事業を継続すること。

7. 経営改善・負債対策について

農家経営の安定と体質強化を図るため、現行の畜特資金を継続すること。

IV. 畜産環境対策と自給飼料増産対策の推進

1. 畜産環境対策の推進について

家畜排せつ物法管理基準に緊急的に対応している農家等が、恒久的な家畜排せつ物処理施設の整備を実施できるよう、補助付きリース事業予算の確保を図ること。

2. 自給飼料増産・耕畜連携対策について

食料自給率の向上や安全・安心な畜産物生産体制を確立するため、自給飼料の増産や耕畜連携の推進に向けた必要な支援対策を講じること。

V. BSE関連対策

1. BSEの原因究明とBSE検査対策について

BSE（牛海綿状脳症）の清浄化、食肉の安全確保の観点から、引き続きBSE感染経路・感染源の徹底究明と再発防止策の徹底を図ること。

また、消費者の牛肉に対する安心の確保といった観点から、清浄国となるまで、と畜場でのBSE全頭検査にかかる支援対策を継続すること。

2. 米国産牛肉の輸入再開について

米国産牛肉の輸入再開にあたっては、政府は、米国の食肉処理施設におけるSRM（特定危険部位）の除去および20カ月齢以下の牛の確認が確実に実施できる検査態勢の整備、ならびに国民の安全安心と信頼が確保されるまで輸入再開は行わないこと。

3. 食肉処理施設対策について

消費者の食肉に対する安全安心を確保する観点から、牛せき柱の除去など運営コストが増こうしている実態にある食肉センターの適正処理に対する支援対策を措置すること。

4. 畜産リサイクルの再構築について

死亡牛と牛せき柱由来の原料を含まない肉骨粉の完全分離および管理体制を十分に整備した上で、リサイクル可能な肉骨粉の有効利用を検討すること。

VI. 食の安全・安心対策の構築と牛肉の安定的販売対策

1. 食の安全・安心対策について

食の安全・安心の確保といった観点から、生産・流通段階における牛肉トレーサビリティ法の遵守はもとより、制度の適正な運用について徹底を図ること。

2. 牛肉の安定的販売対策について

乳用種牛肉の安定供給と肉質の安定・向上や生産コストの低減を推進する「国産牛肉市場開拓緊急対策事業」の予算を確保すること。

また、牛肉の信頼性を確保するため、外食や加工品においても、原産国表示を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年3月14日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上でございます。よろしくご審議いただき、全会一致でご採択いただきますようお願いいたします。

(何事か呼ぶ者あり)

○4番(柳澤雅宏君) この日にちも14日で訂正お願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書案を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第12、議員派遣の件を議題とします。

なお、議員派遣及び閉会中の継続調査申し出の日付が3月15日になっておりますけれども、3月14日に訂正をお願いいたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、会議規則第119条の規定によって、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申し出について

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第13、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

本件について、各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件について申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については申し出のとおり決しました。

◎閉会の議決

○議長(石神忠信君) これで本日の日程はすべて終了いたしました。

したがいまして、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(石神忠信君) これで本日の会議を閉じます。

平成18年第1回定例会を閉会いたします。

(午後 3時05分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員